

春日市告示第151号

土地改良法（昭和２４年法律第１９５号）第９６条の２第２項の規定に基づき市営大牟田池地区土地改良事業として施行する土地改良事業計画の概要を定めたので、次のとおり公示する。

令和7年4月7日

春日市長 井上澄和



- 1 公示に供する書類の名称
市営大牟田池地区土地改良（農業用ため池整備）事業計画概要書
- 2 問合せ先
春日市 都市整備部 下水道課
電話 092-584-1111 内線3424

この事業の施行の地域内にある農用地の所有者のうち、その農用地について耕作又は養畜の業務に関係するもの又はこの地域内にある農用地以外の土地を所有権以外の権原に基づいて使用収益しているものであって、その農用地又は農用地以外の土地についてこの事業に参加しようとするものは、同施行規則第2条の規定により令和7年4月18日までに申出書を春日市農業委員会に提出すること。